



Vol.18

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★死亡労災事件における遺族対応について

先月のニュースレターで、私が代理人を務めている労働事件について試みる中で、労災事件の数も多く、弁護士同士の交渉も含めると労災事件は10件になる、10件中被災者が亡くなった事件は4件あるとお話ししました。

労災事件はあまり起こらないかもしれませんが、死亡災害の場合は損害賠償額が非常に高額になることもありますし、遺族が感情的になることもあり、対応が非常に難しいです。ご相談を受けることもそれなりにあります。

基本的には常識的な対応をとることかと思えますし、事案によるので一概には言えない面も多いですが、これまで受けたご相談を参考に、対応について私の経験からいえることをお伝えしたいと思います。

①お通夜・告別式に出席するか？お線香をあげに行くか？

基本的には従業員が亡くなった場合の通常対応をすることになります。会社の規模や被災した従業員との関係、災害の状況等によって、上司、同僚、社長、役員、人事・安全担当者等、誰が弔問するか検討します。

難しいのは事故等の場合の直接の加害者です。遺族が感情的になっていることもあります。基本的にはお通夜・告別式には

出席せずに、その後にお線香をあげに行くつもりで遺族に確認するのが良いと思います。本人から確認するのではなく、会社の窓口担当から、本人がお線香をあげに行きたい、謝罪したいと言っていると伝えてもらうのが良いと思います。加害者本人が弔問すると、遺族の感情的な反応も予想され、本人もつらいので難しいですが、逆に何もしないと「何で来ないのか？」と言われる場合もありますので、あまり消極的すぎるのも良くないです。

②お金の話はするのか？いつするのか？

事故による死亡の場合には、金額はともかく、何らかの金銭的な話をする事になると思います。一方、過労死・過労自殺といわれるケースの場合は、業務によるものか分からないことが多く、会社の方から金銭的な話はしないことが多いと思います。

金銭的な話をする場合は、遺族もある程度落ち着く頃である四十九日後が良いと思います。

③労災の話はするのか？

②と似たような問題です。事故による死亡等、業務によることが明らかな場合は労災申請による対応が必要になってきます。労災申請が認められれば遺族も助かりますし、会社が金銭の支払いをする場合に労災支給分を控除することができます。

一方で、労災申請に会社が事業主証明を

すること、労災申請が認められることは、業務との因果関係が認められることにつながりますので、②の話をして、会社にはこれ以上請求しない、会社との間には債権債務関係なしという書面を取り交わすことが必要になってきます。

④遺族は何故会社に請求するのか？

多くのケースでは、遺族から直接聞いたわけではなく(遺族から直接聞くとしたら、裁判での遺族の意見陳述、本人尋問など)、代理人を通して聞いた話ということになりますが、遺族としては、何故こんなことになったのか知りたい、会社に対する恨み、今後の生活に対する不安などがあるようです。

⑤事実関係を説明するか？資料は渡すのか？

遺族が、何故こんなことになったのか知りたいと思っている場合は、遺族から事故状況や死亡前の勤務の様子等について説明を求められることも多いです。会社からの説明が不十分、曖昧だったり、変遷したりすると、遺族は不信感を持ったり、感情的になってしまったりして、こじれてしまうこともあります。できるだけ評価的な発言・記載はせず、事実を伝えるようにします。

タイムカード等の労働時間を示す資料を求められたりする場合は弁護士等に相談している可能性が高いです。交渉案件になること等を想定した対応が必要になってきます。

⑥遺族はいつ弁護士等に相談するのか？

これも多くは遺族の代理人を通して聞いた話ですが、会社の提示した金額が低い、あるいは妥当な金額かどうか分からない、

過労死・過労自殺等で会社から金銭的な話をしない場合、過労死・過労自殺等で生前従業員が、「仕事がきつい。」「仕事に行きたくない。」などと漏らしていたり、いつも帰りが遅かったりする場合等があるようです。

配偶者、両親等はある程度納得している、会社に対して悪い感情は特に持っていないといった場合でも、親戚、友人、隣人等から、労災になるのでは？もっともらえるのでは？と言われて、そういうものかと思って弁護士に相談するケースもあるようです。

⑦いくら払えば良いのか？

結局どのくらいの支払いが必要か？というのは難しい問題です。

会社が、労災の上積み補償規定を持っていたり、任意保険等に加入していたりすると、その金額を前提に話ができるので、話はしやすいです。

このような規定や保険がない場合はどうでしょう。

労災における会社の損害賠償額の計算については、基本的な計算式があるので、裁判になった場合や弁護士が代理人に付いた場合はこれによることが多いです。したがって、会社としても、そのことも一応頭に置きつつ (MAX としてはそのくらいもありうることを考えて)、会社として現実に支払可能な金額、本人側の過失の程度、労災からの支給の見込み等を考慮して考えることとなります。

冒頭に申し上げた通り、ケースバイケースの対応になりますので、実際に死亡事故があった場合には、早めにご相談いただければと思います。